

# 総務委員会陳情関連資料

令和3年1月18日

件名	頁
1 パートナーシップ制度要綱（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(地域のちから推進部)

総務委員会陳情関連資料

令和3年1月18日

件名	パートナーシップ制度要綱（案）について
所管部課名	地域のちから推進部区民参画推進課
内容	<p>令和3年度のパートナーシップ制度導入に向け整備をすすめている要綱案について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 制度全体の流れについて（別紙フロー図参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民参画推進課で宣誓に関する申請受付・審査を行う。</li> <li>・ 審査後、原則戸籍住民課窓口にて受領証明書の交付を行う。</li> <li>・ 公正証書の添付は求めない。</li> </ul> <p>2 要綱案の概要について</p> <p>本制度は、パートナーシップ宣誓者に対して、<u>パートナーシップ宣誓を区が受領したことを証明する</u>ものである。</p> <p>(1) 対象要件</p> <p><u>戸籍上同一の性もしくは、性自認が同一の者（※）</u>を制度の対象とする。</p> <p>※ 戸籍上の性に関わらず、自らが認識する性がパートナーと同一である者</p> <p>(2) 同居要件について</p> <p>双方が区内在住または、双方または一方が区内に3ヶ月以内に転入予定であれば、区内において <u>別居していても対象要件として認める</u>。</p> <p>(3) ファミリーシップ制度</p> <p>パートナーシップ宣誓書に宣誓者が希望すれば <u>宣誓者の双方または一方と同居している成年未満の子の名前</u>を記入できる欄を設けることで、親子関係を含めた制度とし、広く活用できるようにする。</p> <p>(4) 事実婚について</p> <p>事実婚（双方がセクシュアルマイノリティでなく、法的な婚姻関係を結んでいないもの）については、制度の趣旨を鑑み、<u>含めないものとする</u>。</p> <p>(5) アウティング禁止について</p> <p><u>すべての区職員が遵守すべき取組み事項として要綱に規定する</u>。</p> <p>(6) 宣誓有効期間について</p> <p>宣誓有効期間は設けない。また、宣誓時の申請書類は10年後廃棄するが、名簿管理は以後も継続して行う。</p>
問題点 今後の方針	<p>1 令和2年度中の要綱制定、令和3年度の早い段階からの要綱施行に向けて制度の概要を固めていく。</p> <p>2 要綱施行前に各関係機関に制度の説明を行い、理解、協力を求めていく。</p>

## パートナーシップ制度 宣誓から証明書交付までの流れ

### 宣誓手続きの予約・日程調整

パートナーシップ宣誓者から区民参画推進課に宣誓手続きの連絡とともに、宣誓日時を調整するため、宣誓者に連絡

### パートナーシップの宣誓関係書類の提出

予約手続きを経た2人で窓口に来所し、以下書類を提出。

【記入書類】

①パートナーシップ宣誓書

【添付書類】

②パートナーシップ対象者の住民票の写し

③戸籍抄本（宣誓予定者の双方または一方が外国籍である場合は、日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書または独身証明書および当該書類に係る日本語の翻訳文等）

【本人確認書類】いずれか一つ

①マイナンバーカード ②パスポート ③運転免許証

④官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

### 内容確認・審査 1週間程度

担当所管で、提出書類について、パートナーシップの宣誓の対象となる要件が満たされているか確認

### 通知文の送付

内容確認、審査を経て、パートナーシップの宣誓の対象となる要件が満たされている場合は、通知文を送り、戸籍住民課を案内する。宣誓時に通知文を送る旨を伝えておく。通知文の送付とともに、戸籍住民課に証明書および証明カードを送付

### 受領証明書および受領証明カードの交付

区民参画推進課で交付された、送付文をもって、戸籍住民課にて、受領証明書および受領証明カードの発行を行う。

※ 宣誓時に区民参画推進課での交付の受け取りを希望された方は、区民参画推進課で発行する。

区民参画推進課

戸籍住民課